

～国際商取引での「Lost in (Legal) Translation」の回避～

国際商取引に関与する当事者が、契約の準拠法や仲裁地にあまり注意を払わないことが実務上よく見受けられます。これらの、いわゆる「真夜中の条項 (midnight clauses)」は、契約相手から課されることが多く、その結果を十分に考慮せずに受け入れられることがよくあります。同様のことは、日本の当事者にも当てはまり、馴染みのない法律に基づいて契約することになり、その法律が商業的および戦略的利益に最適でないことに気づきます。同様に、紛争が友好的に解決できない場合、馴染みのない法廷地では不利な立場に置かれることとなります。その結果、彼らの正当な立場が（法的な）翻訳の中で失われ、自身の権利を守るのに余計な時間とコストがかかる可能性があります。また、準拠法や仲裁地を適切に選択していれば回避できたであろう不満足な結果に直面する可能性もあります。このイベントでは、以上の点についての日本企業の選択肢を考察するとともに、スイス法（や他の大陸法域の法も）が、国際取引における準拠法として完全に受け入れられる選択肢であり、またそれらの法は、法的にも文化的にも日本の法文化に似ているため、日本の当事者に多大な利益をもたらすことを示します。さらに、一般的に選択される仲裁地の長所と短所を説明した上で、仲裁地の選択に際し、重要な考慮事項である各地の仲裁機関および裁判所の実務についての洞察を提供します。

日程 : 2023年11月29日（水）16:30～18:00

場所 : 大江橋法律事務所 大阪事務所 会議室

大阪市北区中之島 2-3-18 中之島フェスティバルタワー27階

参加費用 : 無料（事前登録制：[こちらから](#)）

言語 : 英語・日本語

スピーカー :



Dr. Christopher Boog
(Schellenberg Wittmer)



小林 和弘 弁護士
(大江橋法律事務所)

<事前質問受付先>

kn@reyeskk.com

事前にご質問のある方は、上記アドレスまでご連絡ください。